

滋賀県水位低下連絡調整会議設置要領

(設置)

第1条 琵琶湖水位の低下について、総合的かつ一元的に連絡および調整を図るため、滋賀県水位低下連絡調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長
 - (2) 委員
- 2 議長は、土木交通部長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき、または欠けたときは、土木交通部次長の職にある者がその職務を代行する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(構成員の職務)

第3条 議長は、会議の事務を統轄する。

2 委員は、それぞれの職務に応じて議長を補佐し、所掌事務を処理する。

(所掌事務)

第4条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水位低下による影響等の調査
- (2) その他必要な事項

(事務局)

第5条 会議の事務を処理するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど議長が定める。

付 則

この要領は、令和3年 11月 17日から施行する。

別表(第2条関係)

所 属	職 名
知事公室	秘書課長 広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部	企画調整課長
総 務 部	人事課長 市町振興課長 事業課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 生活衛生課長
商工観光労働部	商工政策課長 企業立地推進室長 観光振興局副局長
農政水産部	農政課長 農業経営課長 水産課長 耕地課長
土木交通部	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長
土木事務所	土木事務所長(地域調整監)
企 業 庁	経営課長
教育委員会	教育総務課長 幼小中教育課長